

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 経理責任者は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、別表各号及びこの要項に定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 経理責任者は、国等の機関から取引停止等の措置に係る通知を受けた場合には、別表各号の措置要件に基づき取引停止を行うことができるものとする。

3 経理責任者は、前2項及び第5条の措置を講ずる必要が生じた場合は、第4条に掲げる取引停止審査会に意見を求めなければならない。

(取引停止審査会)

第4条 取引停止審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、議長は経理課長とする。

- (1) 経理課長
- (2) 経理課副課長
- (3) 経理課経理係長
- (4) 経理課調達係長
- (5) その他経理責任者が必要と認めた者

(取引停止に係る特例)

第5条 業者が一つ事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号に該当することとなった場合における取引停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止期間の満了1年を経過するまでの間（取引停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1号から第4号までの措置要件に係る取引期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 経理責任者は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の定めによる取引停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 経理責任者は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止期間を定める必要があるときは、取引停止期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

5 経理責任者は、取引停止期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

6 経理責任者は、取引停止期間中の業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第6条 経理責任者は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 経理責任者は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っ

ていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(下請の禁止)

第7条 経理責任者は、取引停止期間中の業者が本学発注の購入等契約の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

(取引停止の通知等)

第8条 経理責任者は、第3条第1項及び第2項の規定により取引停止を行い、第4条第3項及び第4項の規定により取引停止期間を変更し、又は第4条第5項の規定により取引停止を解除した場合は、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

2 経理責任者は、前項の通知後直ちに事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を学長に報告するものとする。

3 経理責任者は、前項の報告後速やかに本学のホームページに措置の概要を公表するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第9条 経理責任者は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告もしくは注意喚起を行うことができるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、経理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年6月10日から施行する。

附 則 (平成24年度)

この要項は、平成25年2月12日から施行する。

附 則 (平成28年度)

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年度)

この要項は、令和2年10月1日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

別表 取引停止の措置基準 (第3条及び第4条関係)

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 本学発注の購入等契約において、本学に提出した資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定した日から1か月以上 6か月以内
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員及び職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) ロ 業者の役員又はその支店もしくは営業所(常時、購入等契約を締結する事業所をいう。)を代表する者で、イに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。) ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、本学以外の国立大学法人及びその他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から

イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	3か月以上9か月以内 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内
(独占禁止法違反行為) 4 購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。)第3条又は第8条第1項第1号、もしくは第19条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月以上12か月以内
(競争入札妨害又は談合) 5 購入等契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、競争入札妨害又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から1か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為) 6 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(その他) 7 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内